



(3) withコロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業（開催支援）

【令和3年度補正予算 コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金】

収益基盤強化枠

延期・中止イベントの事前登録について

- ！ 本補助金は、収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上の取組を行うコンテンツに関するイベントを支援します。
- ！ 「2020.2.1～2021.1.31の期間中に延期・中止したイベント件数」を上限として本補助金に申請することが可能となるため、申請前に当該延期・中止イベント件数を登録いただく必要があります。
- ！ 当該延期・中止イベント件数の登録・確定後、2022年11月30日（予定）までに事業完了可能な公演について、当該延期・中止イベント件数の範囲内で申請が可能となります。

STEP 1

登録方法

- 「2020.2.1～2021.1.31の期間中に延期・中止したイベント」毎の「イベント延期等確認書」及び「延期・中止イベントリスト」を作成・提出してください。
 - ▶ 登録フォーム：https://www.vipo.or.jp/project/j-lod3_entry_coupon/
 - ▶ 提出期限：2022年2月28日（月）まで ※
※本事業は公募を複数回受け付けしますが、初回に申請予定の事業者は必ずこの期限までに行ってください。なお、2回目以降に初めて申請する事業者は各募集回の申請受付開始の約5週間前までに行っていただくことになります。

注意事項

- ✓ ただし、上記期間に「①延期・中止したイベントがない事業者」または「②延期・中止したイベントが5件以下である事業者」については、登録いただく必要はありません。
※①及び②の事業者の申請可能上限数は、一律に5件といたします。
- ✓ なお、延期・中止イベントについて共同出資（製作委員会を含む）の場合、または貸し切り公演のように申請主体となりうる者が複数いる場合、当事者間で「申請資格保有合意書」を交わすことにより、当該延期・中止イベントの登録資格者を1者としていただく必要があります。当該「申請資格保有合意書」は登録時に併せて提出してください。

- ✓ すでにJ-LODlive及びJ-LODlive2において申請資格として採択されている案件数は事務局にて把握しておりますので、新たに登録いただく必要はございませんが、2022年1月31日時点で、様式3「補助金交付申請取下げ書」、様式5「間接補助事業事故報告書」を提出した案件、様式7「間接補助実績報告書」を0円で提出した案件、または交付決定取り消しになった案件であって、その後新たにJ-LODlive及びJ-LODlive2において申請資格として採択されていない案件については、申請可能上限数としてはカウントされませんので、そのような案件については改めて「イベント延期等確認書」を提出いただく必要があります。
- ✓ 様式は登録フォーム上でダウンロードの上、作成・提出してください。
- ✓ J-LODlive及びJ-LODlive 2において既に使用済みの「公演延期等確認書」を再提出いただく必要はございません。
※すでに「公演延期等確認書（≠イベント延期等確認書）」を取得又は発行していたが、J-LODlive, J-LODlive 2において未使用の場合、当該「公演延期等確認書」をご提出いただければ問題ございません。新たに「イベント延期等確認書」を再作成する必要はありません。
- ✓ 「イベント延期等確認書」は、会場やプレイガイド等の確認印が必要となります。ただし、事務局にて指定された業界団体による確認印でも問題ありません。

STEP 2

- 事務局にて、提出された「イベント延期等確認書」の内容を確認し、申請可能上限数として確定いたします。（上記提出期限後に提出されても申請可能上限数に加算されませんのご注意ください）
- なお、既にJ-LODlive及びJ-LODlive2において申請資格として採択されている件数がある場合（様式3「補助金交付申請取下げ書」、様式5「間接補助事業事故報告書」を提出した案件、または様式7「間接補助実績報告書」を0円で提出した案件、または交付決定取り消しになった案件を除く）は、その採択案件と合算した数が、申請可能上限数となります。

今後の流れ

- STEP2で確定した申請可能上限数は、事業者毎の申請システムにおいて表示されます。
※「①延期・中止したイベントがない事業者」及び「②延期・中止したイベントが5件以下である事業者」については、自動的に5件として掲出されます。
- 当該申請可能上限数の範囲内で2022年11月30日（予定）までに事業完了可能な公演について申請が可能となります。